

第6回農業委員会定例会(議事録)

1	日 時	令和5年6月30日(金)	午前10時00分
2	場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室	
3	出席農業委員	1 石本委員、2 山元委員、3 祐本委員、4 宮崎委員、5 渡橋委員 6 赤坂委員、7 土居委員	
	欠席農業委員		
	推進委員	大藤推進委員、須賀推進委員、西野推進委員、山本推進委員、 佐伯推進委員	
4	説明員	國川事務局長、木原係長、鳥本専門員、若本主事	
5	審議案件	<p>議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第35号 農地法第5条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請 について</p> <p>議案第36号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第37号 非農地証明申請について</p> <p>報告第8号 農用地利用集積計画(利用権)の解約について</p> <p>報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>報告第10号 農地法第4条の規定による届出について</p>	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和5年第6回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、5番渡橋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、仁賀町字本通875番の1筆、地目は田、面積は485㎡です。</p> <p>申請の事由は、耕作に便利な自宅付近の農地を取得し、経営拡大するために申請されたものです。</p> <p>営農計画はたまねぎ・白菜・ねぎ・じゃがいも・にんじんを作付けする予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。</p>
大藤 推進委員	<p>申請地は、仁賀地域交流センターから北東へ約1000m付近にあります。現地確認時、耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、仁賀町字泓ヶ962番、990番2の計2筆、地目は田が1筆、畑が1筆、面積は計339㎡です。</p> <p>申請の事由は、耕作に便利な自宅付近の農地を取得し、経営拡大するために申請されたものです。</p> <p>営農計画はたまねぎ・ねぎ・じゃがいも・にんじんを作付けする予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。</p>

大藤 推進委員	申請地は、仁賀地域交流センターから北東へ約 1100m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 1 ページ、参考資料の 2 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、本町四丁目 3662 番 1 の 1 筆、地目は田が 1 筆、 面積は 426 m ² です。 申請の事由は、父の農地を譲り受け経営拡大するために申請されたもので す。 営農計画はキュウリ、トマト、じゃがいも、キャベツ、ねぎ等を作付けする 予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、中通小学校から南東へ約 500m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 4 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の3ページをご覧ください。</p> <p>4番の申請地は、竹原町字下新開3519番2の1筆、地目は田が1筆、面積は46㎡です。</p> <p>申請の事由は、経営拡大するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は一般野菜を作付けする予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。</p>
須賀 推進委員	<p>申請地は、竹原市役所から北東へ約400m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、仁賀町字上有屋谷1488番1、1491番、1497番、1502番の4筆の農地の一部、地目はいずれも田、面積は計1,617㎡です。</p> <p>災害復旧工事用道路を工事完了後も生活道路として活用するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大藤委員から補足説明をお願いします。</p>
大藤 推進委員	<p>申請地は、仁賀地域交流センターから南へ約1000m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作されていませんでした。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第3、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の5ページをご覧ください。 1番の申請地は、塩町二丁目2214番7の1筆、地目は畑、面積は198㎡です。 父親名義の農地を自己住宅の用途で利用することに伴い、使用貸借権を設定するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から南西へ約850m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 2番の申請地は、下野町字多沖郷1347番5の1筆、地目は畑、面積は274㎡です。 父親名義の農地を自己住宅の用途で利用することに伴い、使用貸借権を設定するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った西野推進委員から補足説明をお願いします。
西野 推進委員	申請地は、大井地域交流センターから南西へ約200m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の7ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は、竹原町字下新開 3531 番 8 (仮換地後 41 街区 5-6 画地) の1筆、地目は田、面積は 145 m² (換地後の面積は 72.68 m²) です。</p> <p>自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	<p>申請地は、竹原市役所から北西へ約 300m 付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の8ページをご覧ください。</p> <p>4番の申請地は、忠海長浜三丁目 3245 番 3、3305 番 2 の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計 78 m²です。</p> <p>駐車場4台分の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は、JR 安芸長浜駅から南東へ約 600m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 5 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 9 ページをご覧ください。 5 番の申請地は、高崎町字上内浜 935 番 1 の 1 筆、地目は田、 面積は 827 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種 農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は、ピースリーホームバンブー総合公園から南東へ約 450m付近にあ ります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 6 番と 7 番と 8 番は関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の4～5ページ、参考資料の10ページをご覧ください。</p> <p>6番の申請地は、福田町字中田3049番、3050番、3090番、3091番の4筆、地目はいずれも田、面積は計1,842㎡です。</p> <p>7番の申請地は、福田町字中田3089番、地目は田、面積は452㎡です。</p> <p>8番の申請地は、福田町字中田3061番、地目は田、面積は92㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。</p>
山本 推進委員	<p>申請地は、JR大乗駅から北東へ約450m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に9番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の5ページ、参考資料の10ページをご覧ください。</p> <p>9番の申請地は、福田町字中田3100番、3106番、3108番の3筆、地目はいずれも田、面積は計1,803㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。</p>
山本 推進委員	<p>申請地は、JR大乗駅から北東へ約400m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に10番～12番について関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5～6ページ、参考資料の10ページをご覧ください。 10番の申請地は、福田町字中田3112番、地目は田、面積は565㎡です。 11番の申請地は、福田町字中田3117番、地目は田、面積は280㎡です。 12番の申請地は、福田町字中田3118番、地目は田、面積は522㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は、JR大乗駅から北東へ約350m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に13番～14番について関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の6～7ページ、参考資料の10ページをご覧ください。</p> <p>13番の申請地は、福田町字中田3119番、3120番、3122番、地目はいずれも田、面積は計1,814㎡です。</p> <p>14番の申請地は、福田町字中田3121番、地目は田、面積は125㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。</p>
山本 推進委員	<p>申請地は、JR大乗駅から北東へ約350m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第35号「農地法第5条の許可を受けた土地における事業計画変更承認申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の8ページ、参考資料の11～12ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、吉名町字毛木沖5254番95の1筆、地目は畑、面積は461㎡です。</p> <p>令和5年3月30日付け指令竹農委第5-5-16号で許可を受けた土地について、設置工事のため再度測量したところ想定以上に法面が広く、太陽光パネルを設置できる面積が少なくなったため、配置計画を見直し、パネル枚数を144枚から126枚に変更するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>

議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、日程第5、議案第36号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の9ページ、参考資料の13ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計848㎡、 対象人員は、貸し手が1人、借り手が1人です。 内容につきましては、参考資料13ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合、令和5年7月1日付けで、公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を原案のとおり決定いたします。 次に日程第6、議案第37号「非農地証明申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の10ページ、参考資料の8ページをご覧ください。 1番の申請地は、忠海長浜三丁目3234番3の1筆、 地目は畑が1筆、面積は計36㎡です。 祖父が昭和43年頃に隣接宅地に自己住宅を建築して以降、庭敷地の一部として現在まで利用している。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地はJR安芸長浜駅から南東へ約500m付近にあります。 現地確認時、既に庭敷地の一部になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって、非農地証明することに決定いたします。 次に日程第6、報告第8号「農用地利用集積計画の解約について」、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の11ページ、参考資料の14ページをご覧ください。 今回利用権解約の申出があった案件の面積は1,708㎡、 対象人員は、貸し手が1人、借り手が1団体です。 内容につきましては、参考資料14ページのとおりとなっております。 説明は以上です。
議 長	次に日程第7、報告第9号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の12ページ、参考資料の15～17ページをご覧ください。 令和5年5月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は5件、筆数は田15筆、畑17筆の計32筆、 面積は計11,497.91㎡の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の15～17ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第8、報告第10号「農地法第4条の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の13ページ、参考資料の18ページをご覧ください。 令和5年5月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は1件、筆数は田1筆、面積は計323㎡の届出がありました。 水はけが悪いため、盛土により果樹に適した農地に改良するため土壌改良するものです。 詳細につきましては参考資料の18ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和5年第6回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 渡橋 昭二郎